



# 島根県報

令和8年5月1日（金）

第 7 1 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定納付受託者の指定	（政策企画監室）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農村整備課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（       "       ）	2

### 【特定調達公告】

島根県警察本部庁舎放射線防護対策施設フィルター等交換業務に係る一般競争 入札の実施	（警 察 本 部）	3
--	-----------	---

### 【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に 関する合意（2件）	（警 察 本 部）	5
--	-----------	---

**告 示****島根県告示第301号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

## 2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいい、指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

## 3 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月8日

**島根県告示第302号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
平岩堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

**島根県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年5月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
川合中央地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業変更計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年5月1日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

**1 入札に付する事項****(1) 件名及び数量**

島根県警察本部庁舎放射線防護対策施設フィルター等交換業務 一式

**(2) 入札案件の仕様等**

入札説明書のとおり

**(3) 履行期限**

令和9年3月31日（水）

**2 入札方法**

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

**3 入札に参加する者に必要な資格**

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(7)冷暖房機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

**4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先**

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 (内線 2231、2232及び2233)

## 5 入札説明書の交付等

### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年5月27日(水)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

#### ア 交付期間

本公告の日から令和8年5月27日(水)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 交付場所

##### (7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 ([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/))

### (2) 入札説明会

実施しない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年5月18日(月)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年5月26日(火)午前9時から同月27日(水)午後4時まで(同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。)

### (2) 書面による入札の日時、場所等

#### ア 日時

令和8年5月27日(水)午後4時まで

#### イ 場所

4の場所

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和8年5月27日(水)午後4時までに到着していること。

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和8年5月28日(木)午前10時

#### イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Procurement and replacement of filters for radiation protection equipment at the Shimane Prefectural Police Department Building

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. May 26, 2026 to 4 : 00 p.m. May 27, 2026

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. May 27, 2026

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. May 27, 2026)

(4) Date and time for bid opening : 10 : 00 a.m. on May 28, 2026

(5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2231, 2232, 2233)

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第9号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年5月1日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

## 1 合意した者

(1) 石見交通株式会社

(2) 島根県公安委員会

(3) 川本町長

(4) 中国運輸局長

(5) 川本町地域公共交通協議会会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
加藤病院	邑智郡川本町大字川本332番地16

3 2の停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2の規定に基づき登録を受けた川本町による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の用に供する自動車に限る。

4 2の停留所における3の自動車の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2の停留所における3の自動車の停車又は駐車は、3の自動車に係る運行時間内に限るものとする。

### 島根県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年5月1日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 合意した者

(1) 石見交通株式会社

(2) 島根県公安委員会

(3) 邑南町長

(4) 中国運輸局長

(5) 邑南町地域公共交通協議会会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
加藤病院	邑智郡川本町大字川本332番地16

3 2の停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2の規定に基づき登録を受けた川本町による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の用に供する自動車に限る。

4 2の停留所における3の自動車の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2の停留所における3の自動車の停車又は駐車は、3の自動車に係る運行時間内に限るものとする。